

別 紙

答申第122号

答 申

1 審査会の結論

島根県警察本部長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった公文書を不存在として非公開とした決定は、結論において妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成28年10月24日に本件審査請求人より、島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容は、「平成11年10月25日付 第1種（永年保存）警察庁丙規発第28号 丙都交発第21号 警察庁交通部長通達『交通規制基準の制定について』に係る本部長通達等の資料」である。
- (3) この請求に対して実施機関は、平成28年11月7日付けで「公開請求に係る情報が記録された公文書を管理していないため（作成、廃棄した事実が確認できないため）」として非公開決定を行った。
- (4) 審査請求人は、この決定を不服として、平成28年11月21日に審査請求を行った。
- (5) 島根県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）は、条例第20条第1項の規定に従い、平成28年12月26日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

審査請求人の審査請求書及び意見書による主張の要旨は次のとおりである。

- (1) 審査請求の趣旨
島根県警察本部長が行った非公開処分の取消し、公開を求める。
- (2) 審査請求の理由
ア 島根県警察公文書管理規則第6条に照らせば、当該通達は、永年保存であり、少なくとも平成42年3月31日までは保存期間であるから、存在しているはずである。
イ 「効力を失効」したことが、イコール「保存する必要性がないとして廃棄」の理由とはならない。
ウ 別訴において、「平成4年通達」との整合性を「平成23年通達」との整合性も主張していることから、この間の「平成11年通達」との整合性についてのみ主張がないのは不自然である。
エ 「交通規制基準」に係る警察庁通達を受けた警察本部長は、当該交通規制基準の具体的実施を各所属署に本部長通達していることからあえて、本件公開請求対象だけが「効力を失効」したことをもって、「保存する必要性がないとして廃棄」する理由とはならない。
オ したがって、存在しているにもかかわらず、上記非公開理由をもって、非公開としたものである。

4 実施機関の主張

諮問実施機関の非公開理由説明書による主張は、次のとおりである。

- (1) 県警察においては請求にかかる公文書を管理していないため（作成、廃棄した事実が確認できないため）、公文書非公開決定を行ったものである。
- (2) 平成11年10月25日付け、第1種（永年保存）警察庁丙規発第28号ほか警察庁通達「交通規制基準の制定について」（平成11年通達）については、平成23年2月4日付け警察庁丙規発第3号他「『交通規制基準』の改正について」で廃止され、効力を失効している。

よって、県警察が平成11年通達に基づき作成した本部長通達等の資料についても効力を失効し、事務処理上保存をする必要がないので、廃棄したものと史料される。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、「平成11年10月25日付 第1種（永年保存）警察庁丙規発第28号 丙都交発第21号 警察庁交通部長通達『交通規制基準の制定について』に係る本部長通達等の資料」である。

(3) 本件対象公文書の確認について

ア 実施機関は、上記(2)の平成11年10月25日付け警察庁交通部長通達（以下「旧通達」という。）は、平成23年2月4日付け警察庁交通局長通達（以下「新通達」という。）により廃止され、失効したため、旧通達に基づき作成した本部長通達等の資料についても効力を失い、事務処理上保存をする必要がないことから、既に廃棄したものと史料されると主張している。

一方、審査請求人は、「効力を失効」したことが、直ちに「保存する必要性がないとして廃棄」する理由とはならないと主張している。

このため当審査会としては、本件対象公文書の存在の有無及び文書の管理状況等を調査する必要があると判断したことから、実施機関である島根県警察本部において、条例第27条の規定に基づく委員を派遣して、実地による調査を行った。
イ 事前に当審査会から実施機関に対して、当該事案に関する関係資料の提出を求め確認したところ、「新通達」により、「旧通達」が廃止されたことが認められた。

また、実施機関の交通規制課において、当審査会が実地に文書の保存状況を確認したところ、島根県警察公文書管理規則（平成23年3月31日島根県公安委員

会規則第6号)第5条第5項の規定に基づくファイル基準表により作成されるフォルダーのうち、本件対象公文書が管理されていると思料される保存区分「通達原議」フォルダーには、本件対象公文書の存在を認めることはできなかった。

併せて、実施機関に対して、本件対象公文書の廃棄時期について確認したが、このことを記録した公文書等は存在していなかったため、廃棄した事実も確認することはできなかった。

ウ なお、この際、実施機関の公文書の管理状況等について聴取したところ、以下のとおり説明を受けた。

(ア) 上記イの「通達原議」フォルダーは、保存期間の区分を「継続使用」としており、この区分のフォルダーでは、3年や10年等様々な保存期間の公文書を保存している。

(イ) 予め保存期間を定めたフォルダーを廃棄する際には廃棄対象リストを作成するが、「継続使用」フォルダーに区分された公文書は、公文書それぞれに定めた保存期間の満了後に当該公文書を取り出して廃棄しており、廃棄した記録は残していない。

(4) 公文書の保存及び廃棄について

ア 島根県公文書等の管理に関する条例(平成23年3月11日島根県条例第3号。以下「公文書管理条例」という。)第1条は「この条例は、公文書等の管理に関する基本的事項を定めることにより、公文書の適正な管理(中略)を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県(中略)の有するその諸活動を現在及び将来において説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。」と規定しており、公文書の適正な管理は県の情報公開制度の前提となるものである。

同条によれば、廃止され又は失効した公文書であっても、そのことのみをもって廃棄とするのではなく、当該公文書に基づき行った県の諸活動について、将来においても説明する責務を全うする必要があるものについては、適切な期間を設定して保存する必要があるものと思料される。

本件対象公文書の保存期間については、公文書管理条例第1条の趣旨に鑑みれば、「旧通達」の廃止により失効した公文書であるとはいえ、将来における説明責務が全うされるよう、適切に設定されるべきものではなかったかと思料されるが、この点の考え方について、実施機関からの具体的な説明は得られなかった。

イ なお、実施機関は本件非公開決定の理由として、上記4(2)のとおり、旧通達に基づき作成した本部長通達等の資料についても失効し、事務処理上保存をする必要がないので、廃棄したものと思料されるとしており、廃棄した事実が明らかであるとは言えない。このことは、上記5(3)ウ(イ)のとおり、「継続使用」フォルダーに区分される公文書について、廃棄した記録が残されない取扱いとなっていることに起因する可能性がある。今後、実施機関は、フォルダーを廃棄する際の取扱いを参考とするなどにより、「継続使用」フォルダーに区分される公文書の廃棄についても、何らかの記録を残す取扱いを検討することが望ましい。

ウ 以上、実施機関が「旧通達」の廃止により本件対象公文書も含めて事務処理上保存をする必要がないとして廃棄したと思料されると説明していること、また、実地調査においても本件対象公文書の存在を確認することはできなかったことから、当審査会としては実施機関の決定を覆す判断はなし得ず、本件非公開決定は

結論において妥当と言わざるを得ない。

(5) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第143号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成28年12月26日	諮問実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成29年1月26日	諮問実施機関から非公開理由説明書を受理
平成31年3月14日 (審査会第1回目)	審議
平成31年4月25日 (審査会第2回目)	審議
令和元年5月15日	審査請求人から意見書を受理
令和元年5月30日 (審査会第3回目)	審議
令和元年6月19日 (審査会第4回目)	審議
令和元年7月23日	実地調査
令和元年7月31日 (審査会第5回目)	審議
令和元年8月29日 (審査会第6回目)	審議 (第1部会)
令和元年9月19日 (審査会第7回目)	審議 (第1部会)
令和元年10月9日 (審査会第8回目)	審議 (第1部会)
令和元年11月14日 (審査会第9回目)	審議 (第1部会)
令和元年12月19日 (審査会第10回目)	審議
令和2年3月4日	島根県情報公開審査会が諮問実施機関に対して答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
藤田 達朗	国立大学法人島根大学理事・副学長	会長、第1部会長
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第2部会長
木村 美斗	行政書士	第1部会
桐山 香代子	弁護士	第1部会 (H31.4.1~R1.9.19)
永野 茜	弁護士	第1部会 (R1.10.2~)
マユーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	第2部会
和久本 光	弁護士	第2部会